

工事概要は1/4頁目の計画書に記入したものが3/4頁目に反映されます。

再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事に用 - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版 -

1. 工事概要

発注機関の選択間違いに注意

大分類	国土交通省
中分類	関東地方整備局
小分類	大宮国道事務所

発注担当者チェック欄	発注機関コード	834700
担当者	建設太郎	
TEL	0XX-XXX-XXX	

法人番号	0123456789012
請負会社名	(株)〇△建設
建設許可の場合	〇〇国土交通大臣 特定 〇12345 号
解体工事業者登録の場合	〇 号
会社所在地	埼玉県さいたま市中央区〇〇〇〇
TEL	0yy-yyy-yyy
Email	abc@〇〇.〇〇

元請業者が法人の場合、「法人番号公表サイト」で検索し法人番号を記入

<http://www.houjin-bangouanta.go.jp/>

記入年月日	R 1 年 11 月 22 日
工事責任者	副産物太郎

工事名	〇〇〇道路舗装修繕工事
工事施工場所	埼玉県 さいたま市 中央区
住所コード	11105
工事概要等	(再生資源の利用に関する特記事項等)

工程を選択	改良(道路)
工事種別コード	B-1
請負金額	10000 万円(税込み)
工期	令和1年7月15日から 令和1年11月18日まで

千円未満四捨五入	10000
千円未満四捨五入	100
再資源化等が完了した年月日	令和1年11月8日

万円単位

建築・解体工事の場合は記入。ただし、解体工事については建築面積を記入しなくても可。

建築面積	0 m ²	階数	地上 0 階
釜床面積	0 m ²		地下 0 階
構造			
使途			

※解体工事については、建築面積をご記入いただくなくても結構です。

2. 建設資材利用実施

単位と選択間違いに注意

分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)				再生資源利用率 B/A×100
	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	
特定建設資材	1.生コン(新)	普通21-8-20		12.000 トン					
	2.再コン(H)			5.000 トン	1.再コン(H)	5.000 トン	〇〇〇〇(株)××工場	埼玉県さいたま市浦和区〇〇1-1-1	100%
	合計			17.000 トン		5.000 トン			29%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材								
その他の建設資材	1.粗粒			20.000 トン	1.再粗粒	20.000 トン	〇〇道路(株)××工場	埼玉県さいたま市浦和区〇〇2-2-2	100%
	2.密粒			10.000 トン	2.再密粒	10.000 トン	〇〇道路(株)××工場	埼玉県さいたま市浦和区〇〇2-2-2	100%
	合計			30.000 トン		30.000 トン			100%
	土砂								
その他の建設資材	1.一種			16.000 締めm ³	1.一種	16.000 締めm ³	〇〇〇〇道路舗装修繕工事	埼玉県さいたま市中央区〇〇3-3-3	100%
	合計			16.000 締めm ³		16.000 締めm ³			100%
	1.クラ			20.000 m ²	1.再クラ	20.000 m ²	〇〇〇〇道路舗装修繕工事	埼玉県さいたま市中央区〇〇3-3-3	100%
	2.再調			695.000 m ²	2.再調	695.000 m ²	〇〇道路(株)××工場	埼玉県川口〇〇4-4-4	100%
合計			715.000 m ²		715.000 m ²			100%	
その他									
合計				0.000 トン		0.000 トン			0%

現場内利用があった場合は、次頁の2.建設副産物搬出実施にも必ず記入

エクセル印刷範囲外にある住所コード検索機能で検索し、転記。転記間違いに注意

品目毎の供給元施設、工事等が3箇所以上ある場合は、シート2枚目以降を利用してください。

- コード5a
コンクリートについて
- 1.生コン(バージン骨材)
 - 2.再生生コン(Co再生骨材M)
 - 3.再生生コン(Co再生骨材)
 - 4.再生生コン(その他再生骨材)
 - 5.再生生コン(その他再生骨材)
 - 6.再生生コン(その他再生骨材)
 - 7.再生生コン(その他再生骨材)
 - 8.再生生コン(その他再生骨材)
 - 9.再生生コン(その他再生骨材)
 - 10.その他
- コード5b
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(バージン骨材)
 - 2.有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
 - 3.有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 - 4.有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 - 5.その他
- コード5c
木材について
- 1.木材(ホド類を除く)
 - 2.木質ボード
 - 3.木質ボード
 - 4.木質ボード
 - 5.木質ボード
 - 6.木質ボード
 - 7.木質ボード
 - 8.木質ボード
 - 9.木質ボード
 - 10.木質ボード
- コード5d
アスファルト・コンクリートについて
- 1.粗粒アスコン
 - 2.密粒アスコン
 - 3.開粒アスコン
 - 4.開粒アスコン
 - 5.改質アスコン
 - 6.改質アスコン
 - 7.改質アスコン
 - 8.改質アスコン
 - 9.改質アスコン
 - 10.改質アスコン
- コード5e
土砂について
- 1.第一種建設発生土
 - 2.第二種建設発生土
 - 3.第三種建設発生土
 - 4.第四種建設発生土
 - 5.浚渫土以外の泥土
 - 6.浚渫土
 - 7.土質改良土
 - 8.土質改良土
 - 9.土質改良土
 - 10.土質改良土
- コード5f
砕石について
- 1.クラッシュラン
 - 2.調整砕石
 - 3.調整砕石
 - 4.調整砕石
 - 5.調整砕石
 - 6.調整砕石
 - 7.調整砕石
 - 8.調整砕石
 - 9.調整砕石
 - 10.調整砕石
- コード5g
その他の建設資材について
- 1.管・継手
 - 2.管・継手
 - 3.管・継手
 - 4.管・継手
 - 5.管・継手
 - 6.管・継手
 - 7.管・継手
 - 8.管・継手
 - 9.管・継手
 - 10.管・継手
- コード5h
再生資材の供給元について
- 1.現場内利用
 - 2.他の工事現場(内陸)
 - 3.他の工事現場(海面)
 - 4.再資源化施設
 - 5.土砂ストックヤード
 - 6.その他
- コード5i
施工条件について
- 1.再生材の利用の指示あり
 - 2.再生材の利用の指示なし

- コード6a
アスファルト・コンクリートについて
- 1.表層
 - 2.基層
 - 3.上層路盤
 - 4.歩道
 - 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
 - 6.歩道
 - 7.歩道
 - 8.歩道
 - 9.歩道
 - 10.歩道
- コード6b
土砂について
- 1.道路路体
 - 2.路床
 - 3.河川築堤
 - 4.構造物等の要込材、埋戻し用
 - 5.宅地造成用
 - 6.水面埋立用
 - 7.堤防整備(陸地整備)
 - 8.その他
 - 9.その他
 - 10.その他
- コード6c
砕石について
- 1.第一種建設発生土
 - 2.第二種建設発生土
 - 3.第三種建設発生土
 - 4.第四種建設発生土
 - 5.浚渫土以外の泥土
 - 6.浚渫土
 - 7.土質改良土
 - 8.土質改良土
 - 9.土質改良土
 - 10.土質改良土
- コード6d
管・継手について
- 1.再生管
 - 2.再生管
 - 3.再生管
 - 4.再生管
 - 5.再生管
 - 6.再生管
 - 7.再生管
 - 8.再生管
 - 9.再生管
 - 10.再生管
- コード6e
その他の建設資材について
- 1.再生管
 - 2.再生管
 - 3.再生管
 - 4.再生管
 - 5.再生管
 - 6.再生管
 - 7.再生管
 - 8.再生管
 - 9.再生管
 - 10.再生管
- (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード7a
コンクリートについて
- 1.再生生コン(Co再生骨材M)
 - 2.再生生コン(Co再生骨材)
 - 3.再生生コン(その他再生骨材)
 - 4.再生生コン(その他再生骨材)
 - 5.再生生コン(その他再生骨材)
 - 6.再生生コン(その他再生骨材)
 - 7.再生生コン(その他再生骨材)
 - 8.再生生コン(その他再生骨材)
 - 9.再生生コン(その他再生骨材)
 - 10.再生生コン(その他再生骨材)
- コード7b
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(バージン骨材)
 - 2.有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
 - 3.有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 - 4.有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 - 5.その他
 - 6.その他
 - 7.その他
 - 8.その他
 - 9.その他
 - 10.その他
- コード7c
木材について
- 1.再生木材(ホド類を除く)
 - 2.再生木材(ホド類を除く)
 - 3.再生木材(ホド類を除く)
 - 4.再生木材(ホド類を除く)
 - 5.再生木材(ホド類を除く)
 - 6.再生木材(ホド類を除く)
 - 7.再生木材(ホド類を除く)
 - 8.再生木材(ホド類を除く)
 - 9.再生木材(ホド類を除く)
 - 10.再生木材(ホド類を除く)
- コード7d
アスファルト・コンクリートについて
- 1.粗粒アスコン
 - 2.密粒アスコン
 - 3.開粒アスコン
 - 4.開粒アスコン
 - 5.改質アスコン
 - 6.改質アスコン
 - 7.改質アスコン
 - 8.改質アスコン
 - 9.改質アスコン
 - 10.改質アスコン
- コード7e
土砂について
- 1.第一種建設発生土
 - 2.第二種建設発生土
 - 3.第三種建設発生土
 - 4.第四種建設発生土
 - 5.浚渫土以外の泥土
 - 6.浚渫土
 - 7.土質改良土
 - 8.土質改良土
 - 9.土質改良土
 - 10.土質改良土
- コード7f
砕石について
- 1.クラッシュラン
 - 2.調整砕石
 - 3.調整砕石
 - 4.調整砕石
 - 5.調整砕石
 - 6.調整砕石
 - 7.調整砕石
 - 8.調整砕石
 - 9.調整砕石
 - 10.調整砕石
- コード7g
管・継手について
- 1.再生管
 - 2.再生管
 - 3.再生管
 - 4.再生管
 - 5.再生管
 - 6.再生管
 - 7.再生管
 - 8.再生管
 - 9.再生管
 - 10.再生管
- コード7h
その他の建設資材について
- 1.再生管
 - 2.再生管
 - 3.再生管
 - 4.再生管
 - 5.再生管
 - 6.再生管
 - 7.再生管
 - 8.再生管
 - 9.再生管
 - 10.再生管
- (利用量の多い上位2品目を再生資材名称を具体的に記入して下さい)

※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください。

※最後に必ず印刷して確認してください。

様式2 再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—

解体と新築工事を一体的に施工する場合は、搬出工事用は解体分と新築分に分けてエクセルファイルを作成

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

単位間違いに注意

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ (%)
		②利用量 用途コード*10 小数点第三位まで	③減量化 減量法コード*11 小数点第三位まで	④現場外搬出量 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	施工条件 内容 コード*12	搬出先住所住所	住所コード *4	運搬距離 千 百 十 ー *13	搬出先の種類 コード*13	⑤再生資源利用促進率 ②+③+⑤ (%)			
コンクリート塊	112,000 トン	40,000 トン			搬出先1: ○○リサイクル(株)○○工場	民間		埼玉県上尾市1-1-1	11219	10 km	5.中合外	72,000 トン		72,000 トン	100 %
建設発生木材A (柱、ボードなど木製建築材が 建築廃材となったもの)	10,000 トン				搬出先1: ○○(株)チップ化工場	民間		埼玉県川越市2-2-2	11201	15 km	5.中合外	8,000 トン		8,000 トン	80 %
アスファルト・コンクリート塊	302,000 トン				搬出先1: ○○道路(株)××工場	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	15 km	4.中合外	302,000 トン		302,000 トン	100 %
その他がれき類	1,000 トン				搬出先1: □□処分場	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	15 km	9.内陸処分	1,000 トン		0,000 トン	0 %
建設発生木材B (柱、ボードなど木製建築材 となつたもの)	2,000 トン				搬出先1: ○○(株)チップ化工場	民間		埼玉県川越市2-2-2	11201	15 km	5.中合外	2,000 トン		2,000 トン	100 %
建設汚泥	300,000 トン				搬出先1: △△(株)	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	15 km	5.中合外	300,000 トン		300,000 トン	100 %
金属くず	27,000 トン				搬出先1: ○○金属株	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	13 km	1.売却	27,000 トン		27,000 トン	100 %
廃塩化ビニル管・継手	1,200 トン				搬出先1: ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市1-1-1	11219	15 km	5.中合外	1,200 トン		1,200 トン	100 %
廃プラスチック (塩化ビニル管・継手を除く)	1,800 トン				搬出先1: ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市4-4-4	11219	15 km	5.中合外	1,800 トン		1,800 トン	100 %
廃石膏ボード	0,000 トン				搬出先1: ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市4-4-4	11219	15 km	5.中合外	0,000 トン		0,000 トン	0 %
紙くず	0,000 トン				搬出先1: ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市4-4-4	11219	15 km	5.中合外	0,000 トン		0,000 トン	0 %
アパレル (繊維性)	0,000 トン				搬出先1: ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市4-4-4	11219	15 km	5.中合外	0,000 トン		0,000 トン	0 %
その他の分別 された廃棄物	0,000 トン				搬出先1: ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市4-4-4	11219	15 km	5.中合外	0,000 トン		0,000 トン	0 %
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0,000 トン				搬出先1: ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市4-4-4	11219	15 km	5.中合外	0,000 トン		0,000 トン	0 %
第一種 建設発生土	2,020,000 地山m ³	20,000 地山m ³			搬出先1: ■■■■工事	公共	A指定処分	東京都港区○○1-1-1	13103	33 km	2.他工廃	1,300,000 地山m ³	地山m ³	1,300,000 地山m ³	100 %
第二種 建設発生土	0,000 地山m ³				搬出先1: ☆☆☆☆工事	民間	A指定処分	東京都足立区○○2-2-2	13121	28 km	2.他工廃	700,000 地山m ³	地山m ³	0,000 地山m ³	0 %
第三種 建設発生土	1,025,000 地山m ³				搬出先1: ★★★★★工事	公共	A指定処分	東京都港区××2-2-2	13103	32 km	2.他工廃	603,000 地山m ³	地山m ³	603,000 地山m ³	59 %
第四種 建設発生土	0,000 地山m ³				搬出先1: ○○○○受入場	民間	A指定処分	埼玉県浦和市○○3-3-3	11231	20 km	10.土捨て	422,000 地山m ³	地山m ³	0,000 地山m ³	0 %
凍土以外の泥土	0,000 地山m ³				搬出先1: ○○○○受入場	民間	A指定処分	埼玉県浦和市○○3-3-3	11231	20 km	10.土捨て	0,000 地山m ³	地山m ³	0,000 地山m ³	0 %
浚渫土 (建設汚泥を除く)	0,000 地山m ³				搬出先1: ○○○○受入場	民間	A指定処分	埼玉県浦和市○○3-3-3	11231	20 km	10.土捨て	0,000 地山m ³	地山m ³	0,000 地山m ³	0 %
合計	3,045,000 地山m ³	20,000 地山m ³	0,000 地山m ³									3,025,000 地山m ³	0,000 地山m ³	3,025,000 地山m ³	86 %

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他

コード*12
施工条件について
1.A指定処分 (発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1.売却 2.他の工事現場 3.広域認定制度による処理 4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6.中間処理施設(サーマルリサイクル) 7.中間処理施設(単独焼却)

【建設発生土の場合】
1.売却 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 4.土質改良プラント 5.工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合) 6.工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合) 7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業 8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10.土捨て・残土処分場

距離は整数入力

注記)
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。
※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください。
※最後に必ず印刷して確認してください。